

○地方独立行政法人神戸市民病院機構における業務運営の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人神戸市民病院機構（以下「法人」という。）における職員等の職務に係る法令等の遵守及び倫理の保持のための体制を整備し、法人の業務運営の透明化を推進するとともに、公正な職務執行の確保を図るため必要な事項を定めることにより、市民に信頼される法人の業務運営を確立することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等 法人の役員又はその委任を受けた者をいう。
- (2) 職員等 法人の役職員、任期付正規職員、嘱託職員、パートタイマー・アルバイト職員、派遣労働者をいう。
- (3) 公職者 次に掲げる者及びその秘書その他次に掲げる者の活動を補佐する者をいう。
 - ① 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
 - ② 地方公共団体の長
- (4) 要望等 職員等以外の者が職員等に対して行う当該職員等の職務に関する要望、提言、提案、相談、意見、苦情、依頼その他これらに類するものをいう。
- (5) 法令等 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、神戸市条例及び同規則（規程を含む。）並びに法人の定款及び諸規程をいう。
- (6) 不当要求行為 次に掲げるものをいう。
 - ① 正当な理由なく次に掲げることを求める行為
 - ア 特定のものに対して著しく有利な又は不利な取扱いをすること。
 - イ 特定のものに対して義務のないことを行わせ、又はその権利の行使を妨げること。
 - ウ 職務上知ることのできた秘密を漏らすこと。
 - エ 執行すべき職務を行わないこと。
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、法令等に違反すること又は職員等の職務に係る倫理に反することをを行うこと。
 - ② 職員等の公正な職務の執行を妨げることが明白である要望等をする行為
 - ③ 暴力又は乱暴な言動その他の社会的相当性を逸脱する手段により要望等をする行為

(役員等の責務)

第3条 役員等は、法令等を率先して遵守し、透明性の高い公正な病院運営に全力で取り組まなければならない。

(倫理に係る理念)

第4条 職員等は、常に法人職員としての倫理の保持に努めなければならない。

(職員等の職務執行その他倫理に係る基本原則)

第5条 職員等は、正当な理由なく、一部のものに対して有利な又は不利な取扱いをする等差別的な取扱いをしてはならない。

- 2 職員等は、職務上の権限の行使に当たっては、職務上の地位を自らの私的な利益のために用いる等地域社会の疑惑や不信を招く行為をしてはならない。
- 3 職員等は、特に自らの職務に関連する法令等に精通するよう努め、職務を適正に執行しなければならない。
- 4 職員等は、職務上知ることのできた情報を適正に管理することにより、公正な職務の執行を損なわないようにしなければならない。
- 5 職員等は、法令等の規定による権限に基づき、その職務を地域社会に説明する責務を全うしなければならない。

6 職員等は、職務の執行における手続きの明確化及び法人の業務運営の透明化を図るために、業務の意思決定の内容及び過程を適正に記録するよう努めるものとする。

(要望等への対応の基本原則)

第6条 役員等は、法人の業務運営に対する要望等の重要性を十分理解し、誠実にその内容を受け止め、適正に対応しなければならない。

2 役員等は、特定のことを特別に扱うことを求める要望等に対しては、他のものの権利及び利益を害さないよう十分に留意し、正当な理由なく、特定のものに対して便宜又は利益を図ることにならないよう慎重かつ適切に対応しなければならない。

3 役員等は、不当要求行為が行われた場合（不当要求行為が行われるおそれが切迫していると認める場合も含む。）は、市民に信頼される公正で公平な職務の執行及び職員等の安全の確保を図るため、複数の職員等により組織的に毅然とした態度で対応しなければならない。

(要望等の記録及び報告)

第7条 役員等は、要望等を口頭により受けたときは、その内容を確認し、簡潔に記録をするものとする。

この場合において、当該記録をするに当たっては、不実又は虚偽の記載をしてはならない。

2 役員等は、要望等の意図及び内容を正確に把握するために、要望等を行ったもの（以下「要望者」という。）に対し、当該要望等の内容を記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）の提出を求めることができる。

3 役員等は、要望等の内容が記載された書面又は電磁的記録が提出されたときは、要望者にその内容を確認するものとする。

4 要望等の記録及び報告に関し必要な事項は、別に定める。

(記録の例外)

第8条 役員等は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該要望等の内容を記録しないことができる。

(1) 公式又は公開の場における要望等であって、議事録その他これに類するものとして別途記録がなされるとき。

(2) 要望等の内容が単なる問い合わせ又は事実関係の確認にすぎないことが明白であるとき。

(3) 公職者以外のものからの要望等であって、その内容が次のいずれかに該当するとき（当該要望等の内容が自己又は第三者に特別の利益又は不利益を与えることを求めるものであって、公正で公平な法人の業務運営を阻害するおそれがあると認めるときを除く。）。

① 日常的に行われる営業活動に係るもの

② 多数の者が利用する法人の管理する施設における利用者その他の関係者との間で日常的になされるもの

③ 相談業務における要望等で職員等が多数の要望者に順次対応するような場合であって、記録することが困難なもの

④ 相談業務における要望等でその場で用件が終了し、職員等が要望者に対して改めて対応し、又は回答する必要がないもの

(確認の機会の付与)

第9条 要望者は、役員等に対し第7条第1項前段の規定による記録の内容について確認を求めることができる。この場合は、役員等は、速やかに要望者に対し、当該記録を提示しなければならない。

2 役員等は、前項の確認の結果、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める処理をするものとする。

(1) 記録されている情報に誤りがある場合 当該情報の訂正

(2) 記録されるべき情報が明らかに記録されていない場合 当該記録されるべき情報の追加

(3) 事実でない情報が記録されている場合 当該情報の削除

(審査会)

第10条 理事長は、次に掲げる場合であって必要があると認めるときは、弁護士等有識者の参加を得て審査

会を立ち上げ公正妥当な調査を行い、厳正に対処するものとする。

- (1) その内容が違法又は不当であるかどうかを理事長が判断できない要望等を受けた場合
- (2) 要望等に対する職員等の対応その他の行為が違法又は不当であるおそれがある場合
(審査会への諮問前の手続)

第 11 条 理事長は、前条第 1 項の規定による諮問(以下この条において「諮問」という。)をしようとするときは、次に掲げる通知をしなければならない。

- (1) 要望者に対する第 9 条第 1 項の確認ができる旨及び諮問をする旨の通知
 - (2) 第 2 号に係る諮問をしようとするときにあっては、同号の職員等(以下この条において「職員等」という。)に対する諮問をする旨の通知
- 2 要望者及び職員等は、前項の規定による通知のあった日から起算して 15 日(理事長が特に必要があると認めるときは、15 日を超えて理事長が定める日数)以内に意見書を理事長に提出することができる。
- 3 審査会は、第 13 条第 2 項の規定による審査のために必要があると認める場合は、要望者又は職員等に対し前項の意見書の内容を証明する資料の提出を求めることができる。
(審査会の答申の尊重)

第 12 条 理事長は、第 10 条第 1 項の規定による諮問をしたときは、審査会の答申を尊重して当該要望等への対応その他の行為をしなければならない。

(審査会の設置及び権限)

第 13 条 理事長の附属機関として、審査会を設置する。

- 2 審査会は、理事長からの第 10 条第 1 項の規定による諮問に応じて審査を行い、及び要望等の記録方法その他要望等への対応に関する諮問に応じて審議を行い、並びにこれらに関する意見を理事長に述べるものとする。

(審査会の組織)

第 14 条 審査会は、5 人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、学識経験者その他法令等又は法人業務に関し専門的知識を有する者の中から理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 5 理事長は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、解嘱することができる。
- 6 審査会の会議は、公開しない。ただし、審査会が支障がないと認める場合は、公開することができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(職員等の協力)

第 15 条 職員等は、第 13 条第 2 項の規定による審査会の審査又は審議に協力しなければならない。

(体制の整備)

第 16 条 役員等は、法令等及び第 5 条に規定する基本原則の遵守(以下「コンプライアンス」という。)に関する啓発、研修、相談その他必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 役員等は、その職員等を管理し、又は監督する者をコンプライアンスを推進するための責任者として指定する。
- 3 前項の責任者その他コンプライアンスを推進する体制の整備に関し必要な事項は、別に定める。

(運用状況のとりまとめ)

第 17 条 理事長は、要望等に係る記録等の件数その他の運用状況を取りまとめ、情報公開の対象とするものとする。

(受託者への指導)

第 18 条 役員等は、その事務若しくは事業を委託したときは、当該事務若しくは事業の受託者に対し、この規程の趣旨にのっとった必要な措置を講ずるために必要な指導をするように努めなければならない。

(その他)

第 19 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。